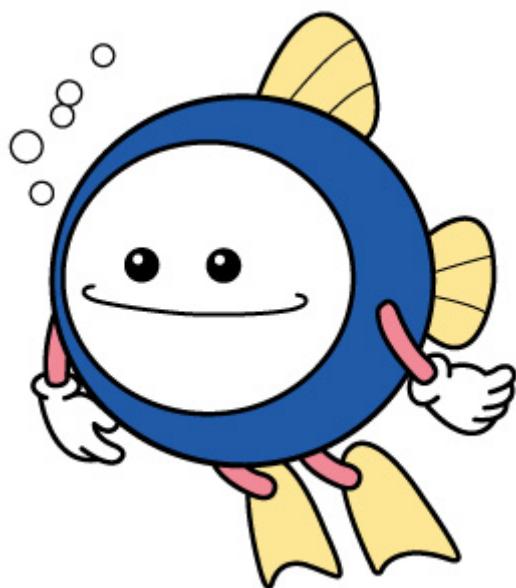


● 水洗化のおすすめ



～暮らし 快適 下水道～

八戸市 下水道業務課



目 次

下水道の役割	・・・・・・・・・	1
下水道ができたら	・・・・・・・・	2、 3
水洗化の費用	・・・・・・・・	4、 5
水洗化資金の融資あつ旋	・・・・・	6、 7
受益者負担金	・・・・・・・・	8、 9
下水道使用料	・・・・・・・・	10、 11
私道への公共下水道設置制度	・・・・	12
気持ちよく使うために 他	・・・・	13、 14

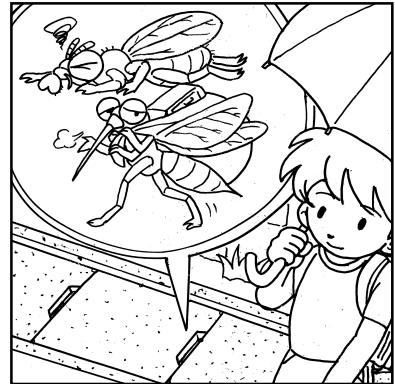


下水道の役割

まちが清潔になります

私たちの生活や事業活動から発生する汚水が住宅周辺にたまると、悪臭や害虫の発生源となります。

下水道は汚水を速やかに排除するので、健康で衛生的な生活を送ることができます。



川や海がきれいになります

生活排水が処理されないまま川や海に流れこむと、水質が悪化し、自然環境へ悪影響を与えてしまいます。

下水道は、家庭や事業所からの汚水を処理場に集め、きれいにしてから放流するので、美しい自然が守られます。



水洗トイレが使えるようになります

トイレのくみ取りや浄化槽の維持管理といった手間が無く、快適でさわやかな水洗トイレが使えるようになります。



下水道ができたら

一日も早く接続しましょう

○下水道が完成したら、一日も早く水洗化工事を行い、生活排水を直接下水道へ流すための排水設備をつくりましょう。

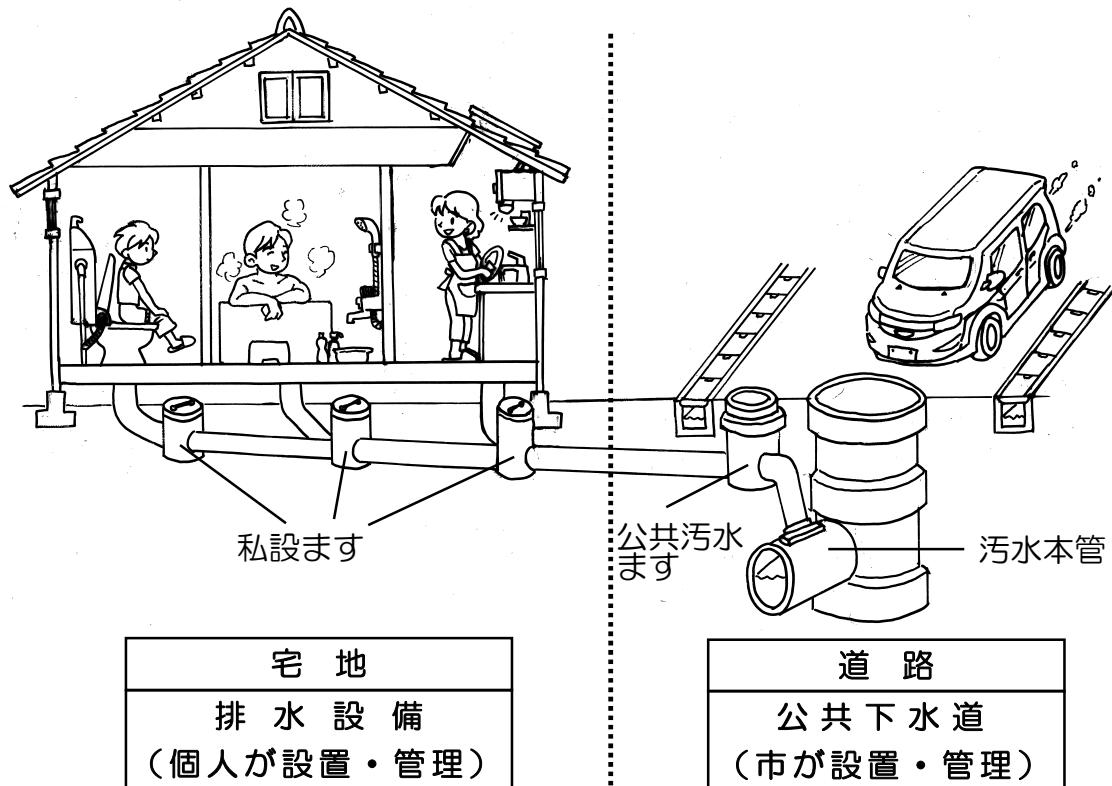
○くみ取り式トイレから水洗トイレへの改造は、処理開始の日(工事完了年度の3月31日)から3年以内に行いましょう。※1

○浄化槽を使用している場合は、早めに下水道へ切り換えましょう。

※1 下水道への接続は下水道法第10条、11条の規定により、
法律上義務とされています。

排水設備とは

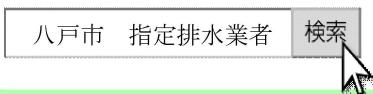
トイレ・台所・お風呂などの生活排水を下水道へ流すための宅地内の排水管などをいい、各家庭で工事や維持管理を行います。



工事の依頼は指定工事店へ

水洗化工事は、市が指定した「八戸市指定排水設備工事業者」（以下、指定工事店）へ依頼してください。申請から検査まで工事に関する一切の手続きを皆様に代わって行います。

（指定工事店は、別紙『八戸市指定排水設備工事業者一覧』をご覧ください。また、インターネットで次のように検索してもご覧になれます。）



指定工事店以外は工事を行うことができません。

水洗化工事の流れ

① 見積りと工事依頼

指定工事店にご相談ください。
見積もりを取り、工事内容をよく
確認して工事を依頼してください。



② 申請手続き

指定工事店が手続きを行います。
市は工事内容を審査し確認通知書を
交付します。



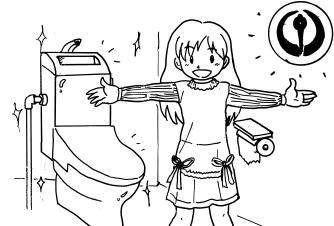
③ 工事の施工

確認通知書が交付されると、指定
工事店が工事を行います。



④ 完成検査

工事終了後、完成検査に合格すると
指定工事店が検査標識（ステッカー）
を玄関等に貼らせていただきます。



〈見積りのポイント！〉

- 複数の指定工事店から見積書をもらって内容を比較しましょう。
- トイレや器具が希望どおりのものか、カタログなどで確認しましょう。
- 現地確認の上、工事内容を理解し見積もりを依頼しましょう。

水洗化の費用

水洗化工事にかかる費用は、住宅の大きさや配管距離、設備などによって異なります。一般住宅の場合を例にしましたので、参考にしてください。

例1：くみ取り式トイレをお使いの場合



トイレを水洗式に交換し、床や壁などを工事しました。またトイレの給水、屋外の排水管布設、便槽の撤去工事を行いました。

工事項目	金額	内容
洋式トイレ	17万円	温水洗浄付き暖房便座
トイレ内装工事	15万円	トイレ床・壁の内装工事、電源工事
給水工事	7万円	水洗トイレの給水工事
屋内排水工事	2万円	住宅内部の排水工事
屋外排水工事	24万円	屋外の排水管(15m)、ますの布設工事
その他	22万円	便槽撤去、申請手続、諸経費等
小計	87万円	
消費税	8.7万円	
合計	95.7万円	

例2：単独処理浄化槽をお使いの場合



トイレはそのまま使用し、トイレ・台所・風呂を下水道に接続しました。屋外の排水管布設、浄化槽・浸透ますの撤去工事を行いました。

工事項目	金額	内容
屋外排水工事	24万円	屋外の排水管(15m)、ますの布設工事
浄化槽撤去工事	10万円	浄化槽の撤去工事
その他	15万円	浸透ます撤去、申請手續、諸経費等
小計	49万円	
消費税	4.9万円	
合計	53.9万円	

※単独処理浄化槽とは、トイレの排水のみを処理するものです。

※浄化槽の廃止届が必要になります。(廃止後30日以内に八戸市環境保全課へ届出 Tel43-9107)

例3：合併処理浄化槽をお使いの場合



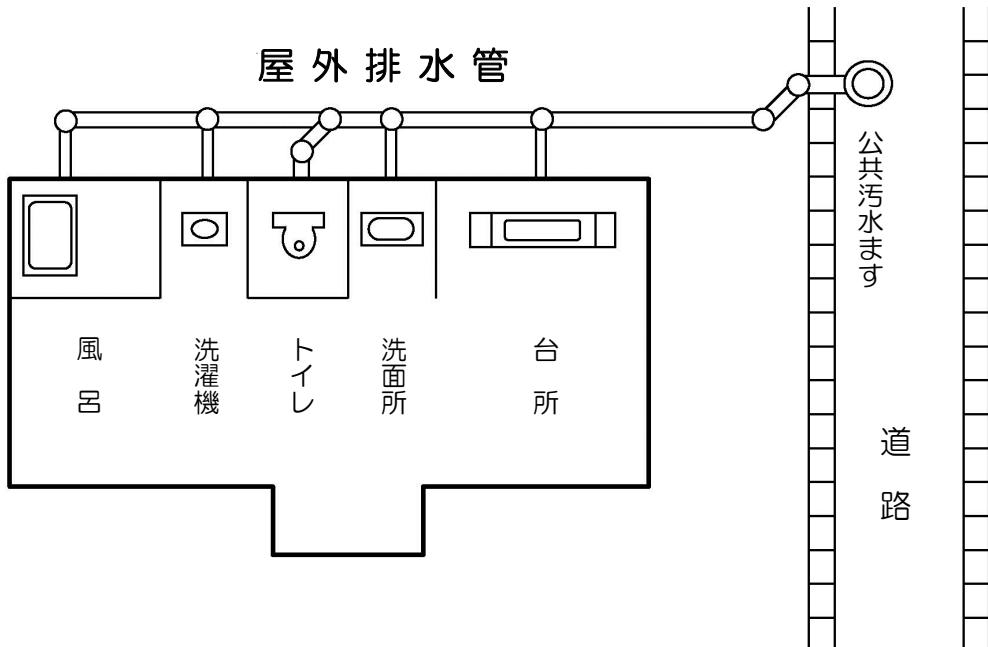
トイレはそのまま使用し、浄化槽以降を下水接続に転換しました。屋外の排水管布設、浄化槽・浸透ますの撤去工事を行いました。

工事項目	金額	内容
屋外排水工事	8万円	屋外の排水管(5m)、ますの布設工事
浄化槽撤去工事	10万円	浄化槽の撤去工事
その他	15万円	浸透ます撤去、申請手続、諸経費等
小計	33万円	
消費税	3.3万円	
合計	36.3万円	

※合併処理浄化槽とは、トイレの他、台所・風呂などの生活雑排水も併せて処理するものです。

※浄化槽の廃止届が必要になります。(廃止後30日以内に八戸市環境保全課へ届出 TEL43-9107)

一般住宅の場合のイメージ



水洗化資金の融資あつ旋

八戸市では、一日も早く下水道を使用していただくために、くみ取り式トイレの改造や、浄化槽を廃止する工事費の一部について、利子を市で負担する融資をあつ旋しています。手持ち資金の融通が必要な方は、どうぞご利用ください。

内 容

融資限度額（工事額が融資限度額以内の場合、その工事額までです。）

- くみ取り式トイレを水洗トイレに改造するとき
便槽（くみ取り口）1つにつき・・・70万円まで
- 浄化槽を廃止するとき
浄化槽1基につき・・・・・・・・40万円まで

取扱金融機関

青森みちのく銀行、青い森信用金庫の市内各店舗
(※青森みちのく銀行は百石支店を含む)

返済方法

70回（5年10か月）以内の元金均等返済

融資の条件

- 下水道を使用できる区域にあって、建物を所有または使用していること。(※1)
- 市県民税・固定資産税・国民健康保険税及び軽自動車税、並びに下水道事業受益者負担金を滞納していないこと。
- 償還能力があること。
- 連帯保証人(※2)が1名必要です。

(※1)建物を新築する場合や、法人が所有する建物などは対象外です。

(※2)市内にお住まいで金融機関に出向いて契約できる方で、配偶者は除きます。
また、金融機関によっては生計を同一とする家族は保証人になれない場合があります。



融資を受けるには

1 申し込み

融資を希望する場合は、工事の申し込みと一緒に、指定工事店にお話しください。



申し込みに必要な書類

- ①水洗便所改造等資金融資あつ旋申込書
- ②納税状況確認のための「同意書」

※必要書類は指定工事店が準備します。

2 融資の決定

市と金融機関の審査が終わると、金融機関から「融資決定通知書」が届きます。

※金融機関での審査の際、申込者の方や連帯保証人に来店をお願いする場合もあります。

3 水洗化の工事

「融資決定通知書」が届いたら、工事を行います。

4 融資契約

工事の完成検査に合格後、申込者と金融機関との間で、融資契約を結びます。
金融機関から連絡がありますので、連帯保証人と一緒に金融機関においてください。

銀行窓口で必要なもの（契約時）

- 申込者と連帯保証人の印鑑証明書各1通（発行日から3か月以内のもの）
と登録印
 - 申込者の引き落とし口座の届出印
 - 振込手数料（青森みちのく銀行）、契約額に応じた収入印紙代金
- ※その他、出向かれる前に、最寄りの金融機関にお確かめください。

受益者負担金

受益者負担金とは

下水道は、トイレの水洗化や生活排水の浄化など、人々の生活環境を大きく向上させるものですが、その効果は下水道が整備された地域に限られています。

そのため、下水道の整備に税金等、公費のみをあてることは、下水道が整備されていない地域の人々にまで負担をかけてしまい、公平性を欠くこととなります。

そこで、下水道が整備された地域の皆様に下水道建設費用の一部を負担していただくものが「受益者負担金」です。

下水道が整備された土地に対して「一度限り」納めていただくことになります。

「根拠法令及び条例」

- 都市計画法（第75条）
- 八戸市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例

受益者負担金を納める方

受益者負担金は、下水道が整備された区域のすべての土地が対象となり、原則として土地所有者が納めることとなります。

ただし、長期間にわたり土地を借りているなどの場合は、協議の上、その権利者（地上権者、質権者、使用借主、賃借人等）が納めることができます。

なお、土地の利用状況などにより負担金の減免（減額）や、除外（一時延期）ができます。

○減免できる土地

道路や福祉施設など、公共性・公益性の高い土地については、その用途に応じて減免することができます。

○除外できる土地（除外理由が消滅した場合は、負担金の納付義務が発生します。）

耕作中の農地（地目が田・畑）や低地その他により排水が困難な場合などは、除外することができます。

受益者負担金の額

負担金の額は、対象となる土地 1 m²当たり 280 円です。

$$\text{受益者負担金} = \text{土地の面積 (m}^2\text{)} \times 280 \text{ 円}$$

受益者の申告

受益者負担金を納める方を確認するため、納付書送付前に「受益者申告書」を土地の所有者あてに送付します(下水道の整備が完了した翌年度の5月上旬を予定)。

この申告書には、あらかじめ土地の所在、地目、面積などが記載しておりますので、内容をご確認の上、指定の期日までに返送してください。

なお、減免または除外を希望される場合は、別途手続きが必要となりますのでお問い合わせください。

納付方法

負担金の納付方法は、一括または分割のどちらかを選ぶことができますので、「受益者申告書」でご希望の納付方法をお知らせください。

なお、「納入通知書」は7月に送付しますので、納期限内にお支払いください。

- 一括 ・・・ 第1期納期限内（7月）に、全額を一括で納付
※期限を過ぎた場合でも、ご連絡いただければ一括で支払うことができます。
- 分割 ・・・ 年2回、5年間の10回分割で納付

納 期	7月（第1期）	7月1日～7月31日
	12月（第2期）	12月1日～12月28日



下水道使用料

使用料は、下水道を使用する方にお支払いいただくものです。処理場の運転や、下水管の清掃・修繕など、下水道の維持管理費用にあてられます。

1か月当たりの使用料

区分	基本使用料	超過水量による使用料（1m ³ につき）								
		5m ³ まで	6～10m ³	11～20m ³	21～30m ³	31～60m ³	61～100m ³	101～200m ³	201～300m ³	301m ³ ～
水道使用水量	5m ³ まで	6～10m ³	11～20m ³	21～30m ³	31～60m ³	61～100m ³	101～200m ³	201～300m ³	301m ³ ～	
一般汚水	1,194円 60銭	24円 20銭	206円 80銭	221円 10銭	232円 10銭	324円 50銭	341円	352円	355円 30銭	
公衆浴場汚水		20円 90銭				73円 70銭				

※上記の額には消費税が含まれています。

- 使用料は、水道使用水量をもとに算定します。
- 井戸水や地下水など、水道水以外の水を使用している場合は、申告により汚水量を認定します。

お支払い方法

○以下の場所でお支払いできます。納入通知書をお持ちください。

- ・市内の各金融機関（農協・郵便局を含みます）
- ・コンビニエンスストア
- ・八戸市下水道業務課（下水道事務所）



○スマートフォンアプリでのお支払いも可能です。

詳しくは下水道使用料のホームページをご覧ください。

スマートフォンなどで右のQRコードを読み取ると下水道使用料のページが開きます。



QRコード

使用料は水道料金と同じく2か月ごとのお支払いです。

一般汚水の使用料早見表

一般汚水の場合の下水道使用料（2か月分）の目安は次のとおりです。

2か月分の 使用水量	20 m ³	25 m ³	30 m ³	35 m ³	40 m ³	45 m ³	50 m ³
水 道	円 4,180	円 5,615	円 7,051	円 8,486	円 9,922	円 11,385	円 12,848
下 水 道	2,631	3,665	4,699	5,733	6,767	7,872	8,978
合 計	6,811	9,280	11,750	14,219	16,689	19,257	21,826

※上記の額には消費税が含まれています。

使用水量25m³の計算方法

前月分13m³・当月分12m³となり、

◎前月分

$$1,194 \text{ 円 } 60 \text{ 銭} + (24 \text{ 円 } 20 \text{ 銭} \times 5 \text{ m}^3) + (206 \text{ 円 } 80 \text{ 銭} \times 3 \text{ m}^3) = 1,936 \text{ 円}$$

◎当月分

$$1,194 \text{ 円 } 60 \text{ 銭} + (24 \text{ 円 } 20 \text{ 銭} \times 5 \text{ m}^3) + (206 \text{ 円 } 80 \text{ 銭} \times 2 \text{ m}^3) = 1,729 \text{ 円 } 20 \text{ 銭}$$

合 計 1,936 円 + 1,729 円 20 銭 = 3,665 円 (1円未満切捨)

※水道料金は口径13mm・20mmで算出したものです。

水道料金については、

直接、八戸圏域水道企業団 料金課 (TEL70-7010) へ
お問い合わせください。



☆ お支払いは 便利な口座振替で ☆

使用料は、皆様の口座から自動的にお支払いいただく『口座振替』
をご利用いただると便利です。

すでに水道料金を口座振替にされている場合でも、新たに申し込み
手続きが必要です。再度、金融機関窓口での手続きをお願いします。

申し込みの際に必要なもの

- 水道使用水量のお知らせ(検針票)または下水道使用料領収書
- 金融機関届出印
- 通帳

私道への公共下水道設置制度

個人が所有している道路「私道」とは、言い換えれば「私有地」です。

私道に下水道を設置する場合は、本来、土地の所有者（地権者）や使用者が自身の負担で工事をすることになります。しかし、下水道設置工事には、多額の費用がかしまいます。

そのためハ戸市では、下水道が設置可能となった私道が一定の条件を備えている場合、所有者等が必要書類を市まで提出することで、所有者に代わり市の負担で下水道を設置できる制度を設けています。

設置の条件

- 私道に設置する下水道を利用する建物が2棟以上あり、それぞれ所有者が異なること
- 道路用地が「分筆登記」されていること
- 私道の所有者全員が承諾していること
- 工事や維持管理に支障のないこと

申請に必要な書類

① 公共下水道設置代表申請書（第1号様式）

私道の代表者1名が提出。代表者とは市役所との連絡係です。
(代表者は、私道の所有者でも沿道住民でも構いません。)

② 公共下水道設置申請書（第2号様式）

私道沿道の土地・建物の所有者全員提出。

③ 公共下水道設置承諾書（第3号様式）

私道の所有者全員提出。また、登録印での押印が必要です。

④ 私道所有者の『印鑑証明書』

③で押印した印影を証明するものです。



注意事項

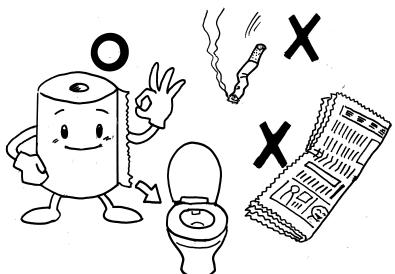
公共污水ます蓋（イメージ）

- 『公共下水道設置申請書』、「公共下水道設置承諾書」、「印鑑証明書」は、必ず申請に必要な対象者全員分を提出してください。ひとりでも欠けている場合、申請は受理できません。
- 申請を受理してから下水道が整備されるまで2年ほど要します。ご了承ください。
- 受益者負担金は、私道に下水道が設置された翌年度に賦課されます。
- 制度の利用は義務ではありません。近隣の皆様とご相談の上、ご検討ください。

下水道を気持ちよく使うために・・・

ちょっとしたお気遣いをお願いします。

台所では油や野菜くずなどを
流さないようにしましょう。
下水管が詰まる原因となり、
また、処理場の機能低下にも
つながります。



トイレでは、トイレットペーパーを使用し、それ以外のものは流さない
ようにしましょう。

お風呂や洗面所の髪の毛は、詰まるだけ
でなく、臭いの原因にもなります。
流さずに取り除きましょう。



洗剤は適量を使用し、使い過ぎには
注意しましょう。

トイレが詰まって流れないとときは？

たいていの場合は、市販の「ラバーカップ」を使って、詰まりを取ることができます。それでも直らないときは指定工事店にご相談ください。



排水管の清掃勧誘にご用心！

「宅内の汚水ますや排水管を清掃しませんか？」と、不要であるにもかかわらず、言葉巧みに勧誘する業者が、各家庭を訪問しています。

これらは、市が依頼して訪問させているものではありませんのでご注意ください。

排水管は、正しく使っていれば詰まることはほぼありませんが、不具合が生じた場合は指定工事店にご相談ください。



節水に努めましょう



お財布にやさしいだけでなく、給水の安定や、下水道維持管理費の節減につながります。

ご相談・お問い合わせ

下水道使用料 受益者負担金	下水道業務課 TEL 44-8251
水洗化工事の相談 融資あつ旋の相談 私道への公共下水道設置の相談	下水道業務課 TEL 44-8258
下水道の整備計画 下水道本管工事	下水道建設課 TEL 44-8253
下水道本管の維持管理	下水道施設課 TEL 44-8273
水洗化工事の見積り 水洗化工事の依頼 排水設備の補修	指定工事店 (※別紙一覧表をご覧ください。)
	

八戸市都市整備部下水道事務所

〒031-0801 八戸市江陽三丁目1-111

平日 午前8:15～午後5:00 土・日・祝日・年末年始は休みです。

ホームページは

八戸市 下水道

検索

FAX (0178) 47-9065

令和6年11月